

高鍋町告示第44号

平成26年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月21日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成26年11月28日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	永友 良和君
時任 伸一君	八代 輝幸君
津曲 牧子君	柏木 忠典君
山本 隆俊君	

○応招しなかった議員

平成26年 第2回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成26年11月28日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成26年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)]
- 日程第4 議案第48号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第52号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第53号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第54号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)]
- 日程第4 議案第48号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第52号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第53号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第54号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(15名)

1 番 水町 茂君	2 番 徳久 信義君
3 番 岩崎 信や君	5 番 緒方 直樹君
6 番 池田 堯君	7 番 中村 末子君
8 番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君	事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君
主 査 矢野 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 島埜内 遵君	教育委員長 …………… 黒木 知文君
農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 森 弘道君	
政策推進課長 …………… 三嶋 俊宏君	
建設管理課長 …………… 恵利 弘一君	農業委員会事務局長 …… 鳥井 和昭君
産業振興課長 …………… 田中 義基君	会計管理者兼会計課長 …… 宮崎守一朗君
町民生活課長 …………… 茂又 哲也君	健康福祉課長 …………… 河野 辰己君
税務課長 …………… 川野 和成君	上下水道課長 …………… 芥田 秀則君
教育総務課長 …………… 中里 祐二君	社会教育課長 …………… 稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、平成26年第2回高鍋町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） 10番。おはようございます。議会運営委員会を開きましたので、その結果について御報告を申し上げます。

平成26年第2回臨時議会の招集に伴いまして11月25日、午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

今臨時議会に付議されました案件は専決処分1件、条例改正3件、補正予算4件の計8件であります。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところでございます。会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員、意見の一致を見たところであります。今臨時議会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いを申し上げます、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、水町茂議員、2番、徳久信義議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は別記のとおり、本日11月28日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月28日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第47号

○議長（山本 隆俊） 日程第3、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。議案第47号専決第3号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、衆議院の解散に伴い、12月14日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を補正するもので、選挙の準備を早急に行う必要があり、専決処分せざるを得なかったものでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,148万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億4,496万6,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出は選挙の執行に要する諸経費で、財源といたしましては県支出金でございます。

以上、本案につきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） それでは、平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について詳細説明を申し上げます。

今回専決処分した補正は、只今町長が申しあげましたように、12月14日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る諸経費について予算編成したものでございます。まず、歳出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。衆議院議員選挙費でございますが、報酬は選挙管理委員4人、投開票管理者13人、立会人34人などの報酬でございます。職員手当等は事務局職員の時間外手当、賃金は事務補助職員4人とパート職員2人分の賃金、報奨費は投開票事務従事や投票啓発に対する謝礼等、旅費は選挙管理委員会出席に対する費用弁償、需用費は選挙事務に係る消耗品や燃料費、入場券の印刷代等、役務費は入場券送付用切手代、投票用紙計数機点検手数料等、委託料は次のページになりますが、ポスター掲示75箇所分の掲示板作成。設置・管理・撤去の委託料、使用料及び賃借料は投票所4箇所の借り上げ料、個人演説会2回分の会場借り上げ料等でございます。歳出は以上でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入でございますが、県支出金の衆議院議員選挙委託金を計上をしております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。これから質疑、討論、採決を行います。

議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今回は専決ということですが、提案理由の説明が町長以下ございましたけれども、詳細説明ではなかったこと、詳細説明がありませんでしたので、あえて節についてもお聞きしたいと思います。

報酬についての選出基準等について、答弁を求めたいと思います。また、突然の解散ということもあり、消耗品などの準備が整うのか大変心配をしておりますけれども、準備はぬかりなく進んでいるのかお伺いしたいと思います。また、県支出金については、いつ入金されたのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 選管局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） 立会人、管理人ですかね。等の選出基準（発言する者あり）開票は抽選にしますけど――投票場につきましては、今まで経験していただいた方等をお願いするというのと、今回町議選が終わりましたばかりで次、県議選とも重なってる関係で、できるだけ、あ、知事選がすぐ来るもんですから、そういうこともあわせてできる限り経験者の方というようなことでお願いをして確保したというのがあります。基準についても、地区の方で、よく言えば地区民の方をよく知って

いらっしゃるような方をお願いするし、公民館長等をされている方をお願いするという
とで今までできております。それと、準備についてはできているかということですが、
目いっぱい何とも言えない状況に、専属で1人おりますが、もう目いっぱいであっぷあ
っぷの状態であることは間違いございません。

それと、委託金につきまして、これ清算ということで一応数字的には挙げさせていただ
いておりますが、最終的には実績に応じて清算して入金があるということになります。あ
くまで目安として今のところ挙げてるという状況で。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜそのようなことを聞いたのかという一番大きな理由は、地区
の方から投票するときの立会人はどういう基準で選ばれるんだろうかということ、今度
の町議会議員選挙のときに随分聞かれたんです。だから、なぜそういうことを聞かれるん
ですかって聞いたら、あんまり地区を代表する人っていうか行政事務連絡員とか別に報酬
をもらっている方々が出ておられるようだけれども、それ以外にもちゃんと地区民を知っ
ている人達はたくさんいると思うし、なぜその公募しないんだろうかというようなことを
おっしゃったから、私もそこは答えづらかったんですけど、公募するにはちょっと期間が
短いっていうのもあるんじゃないんでしょうかねっていうことを言ったら、それは選挙の
投票の立会人に、順次あなたはなるつもりがありますかっていうことを順次言えばいいじ
ゃないですかと、随分食い下がられたもんですから、私もあえてそういうところは今まで
ずっと慣例できていた部分があって、いわゆる私も慣れてしまっていたのかなと、非常に
皆さんからそういうところを追及されて、私自身も7期目ということで、ひょっとしたら
慣れてしまっていたのかなっていうのがちょっと気になったところですので、その基準
をある程度示していただきたいということが一つだったんですよ。

それから、先ほどの県支出金のことについては、やはりこれを進めていくためにも諸費
用が発生するわけですよ。今の段階では発生しないかもしれない、一応業者のほうから
借入れをしたりとか、そういうことをしておられると思いますし、ただし選挙管理委員
会の立会人については選挙した時点で支払うということもあると思うんですよ。また時間
外についても後の給料で清算ということになると思うんですが、お金が早く入ってこない
とやっぱり一時的にでも立てかえをどこかがしておかなければならないという事態になれ
ば、町自治体の別の予算を食い込んでいくことであって選挙に関する費用に関しては、や
はりできるだけ早く県のほうにも入れていただきたいということも一つは促す意味で質疑
をしました。そうしていかないとやはり一時借入れをどこからかしても、お金を持って
きても、また銀行から一時借入れをしても、利息はつくわけだし、運用に困るわけです
から、だから選挙で地方自治体の使うお金に支障を来してはいかんかなというふうに思っ
てますので、その辺のところの運用の仕方をちょっと聞いただけでございまして、そこ
のことについても、もし答弁できることがあれば答弁していただきたいと思います。

それでちょっとさっき聞き忘れていたんですが、役務費の選挙広報宅配料、これはどの

ように宅配を委託されるのかどうされるのか、この辺のところは決まってるんですか。前は、何か頼まれて配っていただいたみたいなんです。どうなっているんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 選管局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） 今の御質問にお答えできる分については、一応選考基準等については今申し上げたとおりでございますが、御要望があったということで選挙管理委員会のほうには、そういう声もあるようですということでお諮りはしたいと思います。

それとお金、入金の方ですけど、清算するということで、借入れ等については今のところっていうか過去もしたことはございませんので、直接的に不利益があったというふうには余り考えてはおりませんが、どっちみち清算せざるを得ない状況にはまいりますので、それも含めて一応清算で入ってくるというふうなことでお願いしたいと、御理解いただきたいと思います。

それと、広報の配布につきましては、今までですけどシルバー人材センターを通じてといたしますかお願いして配布、本来でしたらお知らせ等の時期にぴったんこ合えば、そのときにお願いするというところもあるんですが、ちょっとタイミング等も合わないの、そういうことで別便でお願いをしているという経緯がございます。今回についてもそういうことで多分進むだろうというふうには思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この選挙広報宅配料ですね、これはちょっと私はシルバーの方だったと思うんですけど、非常に配布する基準の金額が低いんじゃないかと、もう少し上げてもいいんじゃないかというお話がちょっと出ていましたので、その辺のところは私も、ああそうなのっていうことで聞きにとどめおくくらいでしたので、大変申しわけないんですが、シルバー人材センターということで使われるということですので、配布する方法は確保してあるということで、金額もこれ以上は出さないということだろうと思うんですけども、そういう要望があったということだけお伝えをしておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 選挙が始まりますと、選管からはがきが来ます。都城とか川南、新富もそうだと思うんですけども、はがきの裏に期日前投票に行ったときに宣誓書書くじゃないですか、あれをはがきの裏に印刷して、自宅で書いて持ってくるというところが近年ふえてきています。高鍋はそこあたりのことはどういうふうと考えてらっしゃるのか、また今後こういった方法をぜひ取り入れていただければ、投票率のアップにもつながる。そして、年とった高齢の方が選管に行ってああいったことを書くということは非常に抵抗があるんですね、で、ああしなさいこうしなさいと言われれば逆に硬くなるという、で、もう嫌というような悪循環に陥るとい話を多々聞いております。そういった方向で今後進めていただきたいなど。今回の総選挙でこれが自主的に取り入れられるのか、時間がありませんからわかりませんが、そこんところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 選管局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） 議員のおっしゃるとおり、あそこでもう少し簡単な方法はということによく言われております。それで、今回町議選につきましてもというか町長選もそうだったと思うんですが、一応裏のほうにそういうことをしようとしたんですが、はがきの裏で全てのことをまとめるとなると、その書くところの文字とかが全く見えないような字になってしまうということで、はがきの大きさではちょっと無理というような結論が1回出たというふうには聞いております。ほかのところではそれを複写でしたらと、入場券を、その裏に期日前分と一緒に複写みたいな形でしたらというようなところもあるというふうにお聞きしておりますが、今のところまだそういうことで結論づけてるところではございません。ただ国政とか県につきましては、宣誓書等については町独自では決められないということで県のほうから統一様式が流れてくるというふうに私が今聞いている範囲ではそういうふうにして担当者から聞いておりますので、そこらあたりが町独自で同じような内容だからもう少し簡単な、簡素化ができるかなというような話ができるのかどうかというのはちょっと即答できないところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕に対し、賛成の立場で討論を行います。

先ほど質疑を行い、詳細について理解をいたしました。事務用品の調達についても若干の不安はありますけれども、突然行われる衆議院選挙でもあり、準備にはぬかりがないと思えますけれども、ぜひそこを十分に留意されて事を進めて問題のない、トラブルのない選挙が行われるように要望して賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕

については、承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第48号

日程第5. 議案第49号

日程第6. 議案第50号

日程第7. 議案第51号

日程第8. 議案第52号

日程第9. 議案第53号

日程第10. 議案第54号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第4、議案第48号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第10、議案第54号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上7件を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第48号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第54号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまで一括して、提案理由を申し上げます。

まず、議案第48号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に基づき、国及び県の職員の給与改定が行われたことに伴い、これらに準じて本町職員の給与改定を行うため、関係条例について所要の改定を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ及び勤勉手当、通勤手当の引き上げでございます。

次に、第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び第50号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございますが、これらにつきましては、国の特別職の職員の期末手当が引き上げられたことに伴い、これに準じて高鍋町常勤特別職及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例について所要の改定を行うものでございます。

次に、議案第51号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ843万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,340万1,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出では、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例、高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整で、財源といたしましては繰越金でございます。

次に、議案第52号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ31万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,916万2,000円とするものでございます。補

正の内容といたしましては、歳出は、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第53号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ25万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,324万円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出は、前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第54号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,847万1,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出は、前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

以上、7件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） 議案第48号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第50号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について一括して詳細説明を申し上げます。

今回の3件の条例改正は、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われることに伴い、国に準じて職員の給与改定と一般職の勤勉手当及び特別職及び教育長の期末手当の支給割合の引き上げを行うものでございます。

まず、月例給の改定内容でございますが、1点目は民間給与との格差0.27%を埋めるため。2点目は、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた給料表の改定となっております。

次に、通勤手当の改定内容でございますが、交通用具使用者に係る通勤手当につきまして、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じて100円から3,500円までの幅で引き上げるものでございます。

次に、特別給につきましては、民間の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げるもので、勤務実績に応じた給与の推進を図る観点から勤勉手当に配分されるものでございます。また、特別職と教育長の期末手当の改定につきましては、国家公務員の特別職の期末手当が、人事院勧告の趣旨に沿って改定、実施されたことに準じまして、期末手当の支給月数0.15月分を引き上げて支給するものでございます。

以上で、3件の条例改正の詳細説明を終わります。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 議案第51号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から議案第54号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの

4件の補正予算について一括して詳細説明を申し上げます。

今回の4件の会計の補正は、いずれも主に給与改定の条例改正に伴う人件費について予算編成したものでございます。なお、水道事業会計につきましては、現行予算内で調整ができましたので、補正はしておりません。

歳出について御説明申し上げます。一般会計補正予算（第6号）は、それぞれの費目におきまして、職員につきましては、給料表の引き上げに伴うもの、勤勉手当の支給月数の引き上げによるもの及び通勤手当の改定に伴うものを計上し、町長、副町長と教育長につきましては、期末手当の支給月数の引き上げに伴うものを計上しております。そのほか市町村職員共済組合負担金、特別会計への繰出金を計上しております。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計補正予算（第6号）と同じく給与改定の条例改正に伴う職員の人件費をそれぞれの費目において計上しております。

歳入でございますが、財源といたしましては、一般会計補正予算では繰越金、3件の特別会計補正予算は、一般会計からの繰出金でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明が終わりました。これから1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第48号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案48号は、後の議案にも関係をしますので、ここで答弁をいただければ後の議案については質疑を行わないとしたいと思います。

高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が出たんですが、先ほどの説明では若年層への手厚いという、手厚くはないんですけども、これだけの金額では手厚くはないんですけども、若年層へ配慮した金額を設定しているということだったんですけども、大体給与表を見ても人数配分が全然わからない部分がありますので、金額の算定がなかなかわかりづらいと思いますので、提案がなければ質疑もできないという状況ですので、大変申しわけないんですが、大体どのランクにどれぐらいの人数がいるっていうことがわかればお答え願いたいんですが。まず、一覧表で予算書を出したときに、それは多分計算してある算定の中には多分入ってると思うんですよね。政策推進課長あたりは多分わかりになっていらっしゃると思うんですけども、一覧表は持ってきておられないですかね。もし持ってきておられたら、できれば説明をいただきたいんですよ。それと、通勤手当についても使用距離についても大体100円から1,000円ぐらい、まああんまり4,000円ぐらい上がるところ、だんだん距離が長くなるに従って、大きく上がってますので、大体距離について何キロ以内に住んでいる職員がどれぐらいいるとかです、そういうことも計算された上で恐らく通勤費も計上されているだろうと思うんです。

その辺の細かい人数がわかれば、できればここで答弁をしていただければありがたいなと思うんですが。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） ランクと言われると、この号数にあわせた人数ということですか。1級、2級じゃなくて。（発言する者あり）そうすると百何号まであるんですけど、それぞれの級で。（発言する者あり）いや、級別には持っておりますが、何級の何号に何人いるというのは持ってますか。それも確実に個人のとこにしかないのですよね。（発言する者あり）だから、1級、2級に何人ならあるんですが、今号数とおっしゃったんで号は1号から百何号あるんでそれはちょっと——それちょっとお待ちください。

あと、通勤につきましては、今現在22名の方が町外通勤者でいらっしゃるんですけど、先ほど申しあげましたとおり100円の改定から一番上の方で3,500円ということになってます。これは当然さっき申しあげましたとおり距離に応じてということになりますので、その（発言する者あり）はい、22名、はい。（発言する者あり）暫時休憩を。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） これにつきましては、当初予算書のほうに掲載してあるんですが、26年1月1日現在ということになります。これは変わっておりませんので、1級が16名、2級が9名、3級が39名、4級が46名、5級が19名、6級が12名というふうになっております。これは一般会計の分でございますけれども。

以上そういうことです。（発言する者あり）他の会計はそれぞれの担当課長（発言する者あり）

はい、済いません。国保会計ですが、1級が1名、3級が3名、4級が1名、計5名でございます。

済いません、下水道会計でございますが、2級が1名、3級が1名、4級が1名、5級が1名、計4名でございます。

続きまして、介護保険でございますが、2級が1名、3級が1名、4級が1名の計3名ということになっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） いいですか。11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。実は私、議会運営委員会に所属しておるんですけども、25日に議会運営委員会がありまして、その日の午後3時に自宅のほうに差しかえ議

案第48号、一部誤りがありましたと、差しかえをお願いしますということできたんですけども、私が照合させていただきまして担当課長の詳細説明の中ではなかったんですけど、結局どこがどういうふうに誤ってたのかよう見つけ出すことができませんでした。で、この場であえてどこがどう違ったのかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時40分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） 議案の後ろのほうに給与表がついていると思うんですが、差しかえ前につきましては5級の88号級40万2,700円、40万2,700円が漏れてまして、その分が下からずっと繰り上がって1つ足らなかったんですよ、号数が。89号が88号のほうに記載されてまして、88号を1個追加したということでございます。わかりますかね。88号自体はずっと、間違っって89の数字が入ってた。それ下に、以下下号のほうについてはですね。（発言する者あり）いやいや、88号のところに入ってた89号が入ってまして、以下全部1個ずつ繰り上がっていたんです、全部。88号の402700が漏れてたので、全部が繰り上がっていたということ、その下が。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） はい、ありがとうございました。

私はなかなかよう見つけることができなかつたんですけども、できましたなら、ここがこういうふうに違いますというところまで、やっぱりお示ししていただいたほうがよろしいのではなからうかなと思います。スタンスとして、わからなければ聞きにきてくださいよというスタンスをとられるのか今後はですね。やっぱり議会、議員と執行部がしっかり整合性を持って臨みたいと思いますので、今後そこら辺をよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。私は20条関係を任命権者である町長に伺いたいと思います。先ほど課長から詳細説明を受けましたが、人事院勧告に伴うアップということであり、「100分の67」を「100分の82.5」にするということで今年度は終わると。次年度27年4月からは「100分の75」にするという議案が併設して出されております。それである程度説明の段階ではわかつたんですが、町長に伺いますが、今回「82.5」に上げる理由は人事院勧告ということだけじゃわかりませんので、どうあつたのか。それと、27年度4月1日から「100分の67.5」に下げる理由は何なのか伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。（発言する者あり）ここで、11時から再開したいと思います。

午前10時46分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。誰が、町長がどうしたのかということですが、人事院勧告どおりに準じたやり方といいですか、国、県に準じて上げ、また下げる場合もそういったことで、ちゃんと沿ったやり方をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。まあ想定した答弁ですなあ。それではですよ、人事院が言ったらそのまま準ずるということで、これは、各市町村財政力の問題があるから、これはただ単に勧告であって従わなければならないということはないわけです。ましてや、27年の4月1日以降に条例を施行するという段階のものが入るとるんです。これは少なくとも人事院勧告があって、何ぼですかね、これ、「100分の75」にするという理由だけはここで答えてもらわんとちょっと困ります。何カ月も先の話でここで決める、その理由も人事院勧告がしたから従うんであると、そんなことじゃ我々、私は承服できません。その内容もわからずして議案、提案をされるということ自体おかしいんじゃないですか。再度、町長。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 年間の0.15カ月分というのを、来年3月は0.075ずつ2回に分けてやると聞いておりますけども。4月以降に0.075ですか、ずつ2回に分けてやるということで伺っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） それは、最初の説明で聞きました。聞いた上での質疑ですよ。これ3遍しかこの議案にできませんけども、先ほど誰かが言いましたけど、あとありますから、まだやります。それでは、この基礎額「100分の67.5」は「100分の82.5」「100分の75」この数字は何なんですか。勤勉手当は当然勤務評定をやった成績率において給付するということになっておるが、この数字は何を指すんですか、とりあえず。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 数字について、詳細なことは事務方に答えさせます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） それでは、この議案に対してはもう結論は私は出ましたけど、町長自体任命権者でありながら今回アップという段階の詳細の説明ができないということで、私は反対します。

それでは、勤務評定は行っておるのか、いないのか。ましてそれで勤務評定のランクはどのようにしておるのか。それともう1つ、この基礎額が提示されておるが、これに各職員が属しておる階級の給料表にかけて出す定額制をとっておるのか、否か、それを町長お答えください。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 勤務実績において判定はしております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（森 弘道君） 勤務評定については、5段階でしております。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） ちょっと待ってください。その数字的なことは、あんげなどは、こっちが。だから、町長も答えたからですよ。あと事務的なことは担当課長に答えさすということ。（発言する者あり）

町長。

○町長（小澤 浩一君） 査定はちゃんとやってるって言ってるじゃないですか。何がそれがおかしいんですか。（発言する者あり）それは事務方と一緒にやってやるんでしょ。それあなたの言い分じゃないですか。

○議長（山本 隆俊） ちょっと待ってください。議長を通してお願いします。（発言する者あり）

○町長（小澤 浩一君） 質疑ですけど答えたやないですか。ちゃんとやってますって言ったじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 再度答えて。調整せないかんから、数字的には何段階かと。総務課長が5段階と言うたけど、町長の口から聞きたいと。質疑しとるわけやから。町長のほうでそれを答えてください。町長。

○町長（小澤 浩一君） 5段階でやっております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。第48号に反対の立場で討論を行います。

今質疑したさなかにおいて、任命権者である町長自体がこの議案自体の掌握をしてないということが判明しました。それによってこのような議案提出されたものに関しては賛成

するわけにはまいりません。よって、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第48号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論を行います。

地方公務員、国家公務員及び公務員に属する人たちは、組合の中で検討をするということもストライキをするということも許されておりません。そのためには、人事院という別組織があってしっかりとこの勧告に従い行うこと、給与改定を行うことなどが示されております。そのことで職員が不本意な職を受けないように、私はちゃんと決められたものであるというふうに理解をしております。たとえそれが町長であっても、職員の給与に関して自分の意に沿わないからと、確かに評価は5段階で行われているということは、これ私は存じております。しかし、その5段階評価の中においても、課長を含め、外部の評価委員会も含め、いろんな形で職員の評価については厳密に私はされていると伺っております。その中で、私はこれが町長が采配するものではなく、人事院勧告に基づいてしっかりと行い、できれば私は引き下げなど行わないような勧告が一番よろしいんですけども、社会状況と兼ね合わせてみたときに、人事院勧告もやむを得ず引き下げをしなければならないということもあります。しかし今回の場合は、あの災害において職員の皆さんが2,000万円を拠出するために本当に痛い御苦勞をされてきました。そのほんの一部にもなりませんけれど、今度やはり高鍋町の一般職の職員の給与に関して引き上げがなされるということは、非常に私はうれしいことだと思います。職員に対して、これだけ本当は条例提出でいえば多くの職員を抱えていなければならない高鍋町ですけども、今約160名に満たない職員で稼働しているのが実態です。この実態から兼ね合わせて職員の重き負担を考えたときに、私はできればこれ以上の引き上げを望んでおりますけれども、人事院勧告という制度がある以上やむを得ないと私は考えております。したがって、私は議案第48号に対しては拍手をもって賛成としたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第48号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第49号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第50号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第51号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第52号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第52号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第53号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第53号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第54号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第2回高鍋町議会臨時会を閉会します。

11時30分から議員協議会を行いますので、第3会議室にお集まりください。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員